

議事要旨(5) セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、本年3月に公表された「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び同適用指針について、四半期財務諸表における取扱いを専門委員会において検討中である旨が説明された。引き続き、高津研究員より、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び同適用指針の改正案（新旧対照表）について説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような意見があった。

（注記すべき事項について）

- 改正案では国際的な会計基準では求められていない開示事項も定められているなど、現行に比べ大幅に開示事項が増加しているように思える。四半期財務諸表については45日以内という時間の制約を踏まえて開示事項を検討する必要がある、こうした制約を踏まえて十分に検討した現行の四半期財務諸表の会計基準の取扱いを基本に検討すべきである。
この点について、事務局からは、現行の四半期会計基準の考え方を踏襲しており、開示を求めている内容は基本的には企業がマネジメントに使用している情報に基づいたものであると考えているが、作成者の事務負担に配慮して開示項目を絞るべきという意見が強ければ、財務諸表利用者の意見も踏まえつつ、引き続き検討していく旨が説明された。
- 事業セグメント間の内部売上高又は振替高は、年度の基準と同様、各事業セグメントの利益の額の算定に含まれている場合に開示するという理解でよいのかを確認したい。
この点について、事務局からは、考え方は年度の基準と同様である旨が説明された。

（適用時期について）

- 第2案（平成23年4月1日以降開始する年度から適用。ただし、平成22年4月1日以降開始する年度から早期適用可能。）では、専門委員会での意見のように、セグメント情報の会計基準の適用初年度において、第3四半期までは従来ベースの情報が開示され、年度末の財務諸表のみ新基準に基づく開示がなされることに違和感があることから、第1案（平成22年4月1日以降開始する年度から適用）を支持する。
- 年度末の詳細なセグメント情報が先に開示される方が望ましいこと、第1案と同様の開示をしたい会社は早期適用することも可能であることから、第2案を支持する。
この点について、事務局からは、専門委員会では第1案を支持する意見が多数であったが、委員会での意見も踏まえ、引き続き専門委員会で検討する旨が説明された。

以 上